

第12回いわき市契約適正化委員会 議事録署名

- 1 開会年月日  
令和7年6月24日（火）
- 2 開会場所  
Web会議方式
- 3 出席委員の氏名  
猪狩堅一委員（委員長）、磯崎泰三委員、中田隆行委員、緑川猛彦委員、  
吉田英樹委員
- 4 概要及び発言内容  
別添のとおり

上記内容について、相違ないことを確認したことから、議事録に署名します。

議事録署名委員

吉田英樹

いわき市契約適正化委員長

猪狩堅一

## 第 12 回いわき市契約適正化委員会

### 1 委員会の概要

---

- (1) 日 時：令和7年6月24日(火) 13時30分～15時00分
- (2) 場 所：Web会議方式
- (3) 出席者：
  - ① 委員  
猪狩堅一委員(委員長)、磯崎泰三委員、緑川猛彦委員、中田隆行委員、吉田英樹委員
  - ② 市側  
財政部長、契約課  
都市建設部長、公園緑地課  
生活環境部次長、下水道事業課、北部下水道管理事務所  
土木部次長、建設事業課、住宅営繕課  
教育部長、施設整備課  
水道局次長、総務課、配水課、工務課、南部工事事務所  
医療センター事務局長、施設管理課
- (4) 次 第
  - ① 開会
  - ② 議事
    - (1) 入札・契約の状況について
  - ③ 報告事項
    - (1) 指名停止の状況について
    - (2) 入札・契約の実績等について
  - ④ その他
    - (1) 次回の日程等について
    - (2) その他
  - ⑤ 閉会

### 2 発言内容

---

#### 【司会(契約課長補佐)】

ただいまから、「第12回いわき市契約適正化委員会」を開催します。

本日の委員の出席は5名で過半数に達していることから、いわき市契約適正化委員会設置要綱(以下、「設置要綱」という。)第5条第3項の規定に基づき、本日の会議は成立していることをご報告します。

それではここで、今年度の人事異動により、委員に改選がございましたので、新委員の2人をご紹介します。

国土交通省東北地方整備局磐城国道事務所 副所長 中田隆行 様です。

簡単に自己紹介をいただいてもよろしいでしょうか。

#### 【中田委員】

4月に参りました中田と申します。どうぞよろしくお願いたします。

**【司会】**

続きまして、福島県いわき地方振興局 出納室長 吉田英樹 様です。  
吉田委員も簡単に自己紹介をいただけますでしょうか。

**【吉田委員】**

いわき地方振興局出納室の吉田でございます。  
前任の角田に引き続き委員をお受けいたしました。どうぞよろしくお願いたします。

**【司会】**

中田委員、吉田委員、ありがとうございました。  
また、お二人の委員が新しくなったこともございますので、現委員の3名の方も、改めて簡単にご紹介をさせていただきます。  
まず、当委員会の委員長でもあります、東北税理士会いわき支部税理士であります、猪狩堅一 様です。

**【猪狩委員】**

今日は委員長を務めさせていただいております、いわき支部の猪狩と申します。  
ただいま東北税理士会福島県支部連合会の副会長を務めております。  
どうぞよろしくお願いたします。

**【司会】**

それでは続きまして、福島県弁護士会いわき支部弁護士であります、磯崎泰三様です。

**【磯崎委員】**

福島県弁護士会に所属しております、弁護士の磯崎と申します。  
どうぞよろしくお願いたします。

**【司会】**

続きまして、福島県工業高等専門学校都市システム工学科教授であります、緑川猛彦様です。

**【緑川委員】**

福島高専の緑川でございます。どうぞよろしくお願いたします。

**【司会】**

ありがとうございました。  
ここで議題に先立ちまして、今般の水道局職員の逮捕について事務局からご報告いたします。

**【事務局（契約課長）】**

いわき市水道局職員の対応等についてご報告いたします。  
先週6月18日、本市水道局の職員が、入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律違反及び公契約関係競売入札妨害の疑いにより逮捕されました。  
その内容は、当該職員が、令和6年1月に水道局が発注した配水管の改良工事の入札に関しまして、公表されていない秘密事項である設計金額などを特定の事業者に漏らして落札させたというものでございます。

6月20日には、市長が水道局職員に対しまして、今後の心構えなどについて訓示を行ったところでございます。

また、6月26日には、市長から水道局以外の契約事務に携わる全職員に対しましても、訓示を行う予定となっております。

今後につきましては、さらなる職員のコンプライアンス意識の醸成や意識改革に向けた研修等の実施を検討して参ります。

また、入札制度の改正のほか、情報管理の徹底、積極的な人事交流など、組織風土の改革も含めまして、これらの取り組みを通し、こうした入札契約に係る不正が二度と発生しないよう、適切に対応して参りたいと考えております。

#### 【司会】

それでは次第に従い、議事につきましては、設置要綱第5条第2項の規定に基づき、「委員長が会議の議長となる」こととしておりますので、猪狩委員長にお願いいたします。

#### 【議長（猪狩委員）】

これから議事に入ります。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日の議事概要に署名する委員について、今回、発注部署からの報告を求める契約事案を抽出した吉田委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（委員賛同）

ご異議ないものと認め、吉田委員よろしくお願いいたします。

また、議事概要の公表にあたり、これまでも署名する委員と委員長である私が確認した後、市ホームページで公表することとしておりますので、今回も同様にしてよろしいでしょうか。

（委員賛同）

ご異議ないものと認め、そのように決定いたします。

### 2-(1)入札・契約の状況について

#### 【議長】

最初に、「入札・契約の状況」について、事務局から説明をお願いします。

#### 【事務局（契約課長）】

資料1により説明

（対象案件：市50件、水道局25件、医療センター17件の合計92件）

#### 【議長】

次に、抽出された事案について、各発注部署からの報告となりますが、資料2のとおり、吉田委員から事案が抽出されました。

抽出にあたり、吉田委員から意見等がありましたらお願いします。

#### 【吉田委員】

抽出した理由は資料に記載の通りでございますが、主なものとしては、総合評価方式を採用しなかった理由、総合評価方式を採用したものでもその類型を選択した理由、随意契約とした理由、業者選定の理由、また最低制限価格と同額での契約が多いことについてどのように分析しているのかなどについてお伺いするものでございます。

**【議長】**

ありがとうございます。では、抽出事案に対する報告等をお願いします。

No.1については、該当案件が2件ありますが、それぞれ発注部署が異なるため、部署ごとに説明を行っていただきます。

まずは都市建設部から説明をお願いいたします。

**【公園緑地課長】**

私からは、当課が所管するNo.1につきまして、説明をさせていただきます。

はじめに、No.1「(仮称)磐城平城・城跡公園整備工事」につきましては、いわき駅北側の磐城平城本丸跡地を本市の歴史と文化を感じることができる公園として整備を進めているものですが、本工事は、公園内の園路や庭園の整備、公園境界に位置する門扉や駐車場の整備を実施するもので、入札方法につきましては、一般競争入札により行っております。

吉田委員から提出された理由として、「予定価格が5000万円を超える工事であるが、総合評価方式を採用しなかった理由を伺いたい」とありますが、まず当該工事は、市内業者で対応可能な新規公園の整備工事であり、造園工事として実施されたものです。

当該工事は、この契約の半年前、総合評価方式を採用し、入札しておりますが、契約後に積算の誤りが判明し、契約解除に至った経緯があります。

その後、再度の入札に際しまして、一般競争入札により行ったものですが、理由につきましては、庭園等の整備において、同種類似工事における豊富な施工実績を生かした品質管理に期待し、総合評価方式による入札を実施しましたが、類似する施工実績を確認することはできなかったためです。

そのため、再度の入札に際しては、実績評価を伴わない一般競争入札により行ったものであります。

当課からの説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

**【議長】**

ありがとうございます。

ただいまの都市建設部の説明について、いかがでしょうか。

(委員賛同)

**【司会】**

都市建設部は、退室をお願いします。

**【議長】**

続きましてNo.1からNo.2について、生活環境部から説明をお願いいたします。

**【下水道事業課主幹】**

私からは、抽出事案のうち、当課が所管するNo.1の「公共下水道平蔵塚ポンプ場耐震耐水補強工事」につきましてご説明させていただきます。

本工事は、地震や河川氾濫等の災害時におきましても、下水道機能を維持するため、当該既設ポンプ場を耐水化及び耐震補強工事を行うものであり、入札につきましては、一般競争入札で行ったものです。

総合評価方式を採用しなかった理由についてご説明いたします。

本工事は、耐震耐水補強工事は、下水道施設の耐震対策指針による耐震耐水診断と耐震補強設計及び耐水化対策設計に基づき、施工するものでございます。

耐水化につきましては、浸水を防ぐため、建物の開口部となっている出入口に止水板を設置するなどを行いまして、また耐震補強工事においては、耐震診断結果による耐震補強設計に基づき、既存施設への壁の増し打ちや開口部閉塞、屋根のふき替え等を行うものでございます。

このことから、工事の設計仕様が決められており、事業者提案の余地がないため、一般競争入札を適用したものでございます。

当課からの説明は以上です。ご審議をお願いします。

#### 【北部下水道管理事務所次長】

私からは、抽出事案のうち当事務所が所管する事案（No.2）につきまして、説明をさせていただきます。

はじめに、工事の概要ですが、工事等随意2「市道十五町目・若葉台線（菱川町工区）下水道施設移設工事」につきましては、いわき市旧土木課発注の道路工事「十五町目・若葉台線（菱川町工区）歩道整備工事」により、歩道の整備を行う上で支障となる下水道施設の移設を行う工事であります。

下水道施設の移設につきましては、汚水人孔や汚水桝等は、市道及び県国道内を占有していることから、道路管理者が行う工事に支障がある場合には、道路管理者からの移設依頼により、その占有者は移設等を行わなければならないこととなっております。

本移設工事につきましては、道路管理者からの移設依頼により、下水道施設の移設工事を発注したものであり、入札方法は、地方公営企業法施行令に基づき、随意契約を行ったものであります。

ご指摘のNo.2「市道十五町目・若葉台線（菱川町工区）下水道施設移設工事」を随意契約とした理由につきましては、本移設工事は道路管理者の本体工事と工事箇所が同一であることから、一括した施工管理を行うことで、工期の短縮、経費の削減に加え、安全かつ、円滑な施工を確保するため、第6号随意契約の競争入札に付することが不利と認められるという場合に該当することから、本体工事の受注者と第6号随意契約を行ったものであります。

工事等随意3「市道十五町目・若葉台線（上荒川工区）下水道施設移設工事」及び工事等随意4「国道399号線下水道施設移設工事」についても同じ理由により、第6号随意契約を行ったものであります。

当事務所からの説明は以上であります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 【議長】

ありがとうございます。

ただいまの生活環境部の説明について、いかがでしょうか。

（委員賛同）

#### 【司会】

生活環境部は、退室をお願いします。

#### 【議長】

続きましてNo.3からNo.6について、土木部から説明をお願いいたします。

#### 【建設事業課長】

私からは抽出事案のうち、当課が所管するNo.3「緊急自然災害防止対策事業山王田川河川改良工事（その2）」につきまして説明させていただきます。

本工事は、大雨等による河岸崩落を防止するため、護岸及び堤防を改良するものです。

本工事の入札方法については随意契約により実施しましたが、随意契約とした理由を申し上げ

ます。

理由は大きく分けて三つあります。一つ目は責任分界の明確化、二つ目としまして経費の縮減、三つ目としまして、工期の短縮であります。

まず一つ目として責任分界の明確化ですが、本工事や施工中の前工事と、施工箇所が競合していますが、前工事及び本工事の施工ヤードが狭隘であることから、当該現場で複数の業者が施工することは非常に困難であるとともに、複数業者による施工とした場合、責任の分界が不明瞭となる恐れがあるため、安全管理の面で一体的な契約による施工体制が必要であると判断しました。

次に二つ目の理由として、経費の縮減ですが、本工事に必要な仮設道路や水替工については、前工事と共有することにより、一体的な現場施工や管理が可能となり、仮設道路費、水替工費などの経費が縮減できることから、費用の面でも随意契約が合理的であると判断しました。

最後に三つ目の理由として工期の短縮ですが、本工事箇所については、用地交渉が難航していましたが、ようやく地権者の協力を得て着工することが可能となりました。ただし、借地と施工ヤードについては、田植え期までの返還が条件とされ、この条件を満足するためには工事期間を短縮する必要があります。このことから、仮設道路を前工事と共有することで着工に要する準備期間を短縮することが可能となることから、前工事業者と随意契約を締結したものであります。

当課からの説明は以上です。よろしくお願ひします。

#### 【住宅営繕課長】

当課からは、No.4、5、6につきましてご説明させていただきたいと思ひます。

No.4の「四倉支所非常用発電機架台設置工事」につきましては、災害時に支所に設置される災害対策地区本部の対応力強化を図るため、非常用発電設備の嵩上げ用架台の設置工事を発注したものでございます。

当課の工事発注につきましては、専門性や効率性を考慮し、より高い工事の品質を実現するため、施工時期や規模、難易度等から、一括発注もしくは別発注としているところでございます。

今回の架台設置工事と発電機設置工事を別発注とした理由についてでございますが、建築一式工事、電気工事、それぞれの工種におきまして、高度な専門技術や専門知識を必要とする工事であることから、別発注としたものでございます。

また、一般競争入札としなかつた理由につきましては、建築一式工事で設計金額が5000万円未満でありましたので、本市の要綱に基づきまして、指名競争入札としたものでございます。

続いてNo.5について説明させていただきます。

No.5の「市営住宅宮町宮沢C団地2号棟ガス管改修工事」につきましては、老朽化したガス管について適正な維持管理のため改修するものでございます。

随意契約とした理由につきましては、本工事はガス事業法に基づく都市ガス供給区域における工事でございますが、区域内のガス工作物の点検、保安義務を負う一般ガス導管事業者以外は、施工できないというふうに定められておりますので、当該区域の事業者でございます常磐共同ガス(株)と随意契約をしたものでございます。

続きましてNo.6について説明させていただきます。

No.6の「永崎保育所外壁等改修工事」につきましては、外壁の亀裂や保育室床の劣化が確認されたことから改修工事を発注したものでございますが、合計3回の指名競争入札を実施いたしまして、いずれも不落となったものでございます。

随意契約とした理由については、外壁からの雨漏り等によって、施設運営や維持管理に支障をきたすことがないよう、早期に工事を行う観点から、施工箇所に近く、早期対応が可能である、志賀塗装(株)と随意契約をしたものでございます。

同様に「遠野保育所休憩室等改修工事」につきましても、合計2回の指名競争入札を行ったものの、いずれも不落となったものでございまして、シロアリ被害を受けた保育所を速やかに改修するた

め、早期対応が可能な(有)蛭田総業と随意契約をしたものでございます。  
当課からの説明は以上でございますよろしくお願いたします。

**【議長】**

ありがとうございます。  
ただいまの土木部の説明について、いかがでしょうか。

**【緑川委員】**

No.4について、入札に指名した業者が10者ありますが、このうち8者が不参加となった理由として、何か心当たりはありますか。

**【住宅営繕課長】**

あくまでも推測になってしまうのですが、この工事にあたり、すぐ作業従事できる職員がいないとか、資材関係の調達の価格の折り合いがつかないとか、様々な要素が考えられるところでございますが、詳しい内容については聞き取りを行っておりませんので、承知はしないところでございます。

**【緑川委員】**

ありがとうございます。

**【議長】**

他にございますか。  
では、土木部の説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

**【司会】**

土木部は、退室をお願いします。

**【議長】**

続きましてNo.7について、教育委員会事務局から説明をお願いいたします。

**【施設整備課長】**

当課からは、抽出事案のNo.7について説明をさせていただきます。

No.7の「平第一中学校外1校特別教室空気調和設備設置工事」につきましては、学校の特別教室にエアコンを設置するもので、建設業法という管工事を発注したものです。

委員からの抽出理由として、「本工事とは別に、工事場所と契約日が同一の電気設備工事を発注した理由」とありますが、まず本工事は、エアコンを設置し、エアコン本体と室外機に冷媒管という配管を敷設するもので、特に冷媒の取り扱いや、密閉性の確保が求められる管工事となります。

一方、別発注した電気設備工事は、エアコン用の電源を設置するもので、電気安全基準に基づき施工するため、資格者である電気工事士が施工しなければならない電気工事となります。

よって、エアコンを設置するには、管工事と電気工事が必要であり、それぞれの工事の専門性と安全性を確保するため、別発注としております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

**【議長】**

ありがとうございます。  
ただいまの教育委員会事務局の説明について、いかがでしょうか。

(委員賛同)

**【司会】**

教育委員会事務局は、退室をお願いします。

**【議長】**

続きましてNo.8について、財政部から説明をお願いいたします。

**【契約課長】**

私からは、抽出案件のうち、当部が所管するNo.8につきまして説明をさせていただきます。

No.8の「いわき市各種健康診査録一式」につきましては、保健福祉部健康づくり推進課におきまして、毎年発注している印刷物であり、入札方法につきましては、指名競争入札により行ったものであります。

吉田委員から抽出された理由としまして、「毎年使用する様式であると思われるが、落札率が低いため、予定価格の設定方法について伺いたい」とあります。

予定価格を決定する際には、数量やその他の条件を示した上で、同様物件の応札実績がある事業者2者から参考見積を徴取しまして、その見積額を基に設定しております。

なお、落札率は非公表%でございましたが、資料3の18ページ、物件等入札参加者及び入札結果一覧表から、入札参加業者の平均応札率を算出いたしますと、落札者を除きます入札参加者6者の平均応札額は、税込非公表円。また、落札者を含む7者の平均応札額は、税込非公表円となっております。

いずれも、17ページの予定価格税込非公表円とほぼ同水準の基準となっております。

落札者が低い価格で応札しました事情については、我々としては知りえないところでございますが、予定価格につきましては、実勢価格に近い金額で設定されたものと認識しております。

当課からの説明は以上です。よろしくをお願いします。

**【議長】**

ありがとうございます。

ただいまの財政部の説明について、いかがでしょうか。

**【緑川委員】**

No.8ですが、最初の金額を決める時に昨年度前回の入札において1位及び2位であった事業者から参考見積を徴取するということですので、来年は(有)滝商事から見積を徴取することになるのでしょうか。

**【契約課長】**

そのようになるかと思えます。

**【緑川委員】**

そうすると、徐々に価格が低く抑えられて来るのでしょうか。

**【契約課長】**

今回に関しましても、参考見積を徴取した際には、実際の入札の時より高い価格で見積をいただいております。実際の入札の際にこういった価格で落札されたということがございますので、(有)滝商事の方で、企業的な事情が何かあって入札のとき下げたかどうかというのは、我々もわかりませんので、来年度、参考見積を徴取する際に、いわゆる実勢価格に近い価格で見積をいた

だくことになるかもしれませんが、そこは何とも申し上げられないところでございます。

【緑川委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

【磯崎委員】

見積の徴取の方法について、入札において1位や2位からといった話がありますが、それほど差があるとは思いませんが、印刷の質についても判断されるのでしょうか。粗雑なものが実際は納品されていた場合に事後的に評価して、参考見積として質まで検討されていらっしゃるか、もしおわかりになればお答えいただければと思います。

【契約課長】

基本的にその仕様書の通りであれば、実際の納品に当たり、発注課で検収をしているので、余りにも仕様書と相違するようなことであれば、まず納品の際に検収の中で直していただくといった形で対応していきますので、結果的に粗末なものがあったから、参考見積から外すといったことはないというふうに認識しております。

【磯崎委員】

それで、もし直すというケースなどが仮にあるとしても、参考見積ではそういった検討材料にはなりえないという理解でよろしいでしょうか。

【契約課長】

はい。

【磯崎委員】

ありがとうございます。

【議長】

他にございますか。

(委員賛同)

【議長】

続きましてNo.9からNo.12について、水道局から説明をお願いいたします。

【配水課課長補佐】

「重要給水施設配水管整備事業小名浜岡小名配水管整備工事」につきましては、配水管の耐震化を図ることを目的に、管路更新工事を発注したものであり、入札方法につきましては、一般競争入札を行ったものであります。

最低制限価格と同額での契約が15件もあるが、どのように分析しているかとのことですが、現在のように、歩掛、設計単価などの多くが公表され、水道局が算出した最低制限価格と同額等で入札することが可能であると考えられます。

続きまして、同額入札の業者数と最低制限価格を下回った入札の業者数を申し上げます。  
資料1の8ページの契約一覧表をご覧ください。

「(重)小名浜岡小名配水管整備工事」については、最低制限価格と同額の入札をした業者は3

者。最低制限価格を下回った業者はありませんでした。

以下、工事名は省略して、一覧表の番号と同額入札の業者数、最低制限価格を下回った業者数の順に申し上げます。

番号4、11者、0者。番号5、10者、0者。番号6、10者、1者。番号7、6者、3者。  
番号8、7者、0者。番号10、10者、1者。番号11、2者、1者。番号13、15者、5者。  
番号14、16者、0者。番号15、4者、0者。番号17、6者、9者。番号18、5者、7者。  
番号19、13者、6者。番号20、3者、6者。

No.10「中部配水池新設工事」につきましては、PCコンクリート造りの配水池築造を発注したものであり、入札方法につきましては、総合評価方式による一般競争入札を行ったものであります。

当該工事は、基本設計委託で配水池の形状、材質及び経済性について比較検討を行っており、さらに実施設計委託において配水池本体工の施工方法を検討した上での詳細な設計や敷地調整、法面工排水工及び配管工の設計について、施工計画を含めて実施していることから、技術提案の余地が少ないと考え、24億を超える工事ではありますが、総合評価方式の標準型ではなく、簡易型としたものであります。

当課からの説明は以上です。

#### 【南部工事事務所所長補佐】

では続きましてNo. 11に移りたいと思います。

「竜ヶ沢ポンプ場送水ポンプ修繕工事」につきましては、(株)日立製作所製の送水ポンプを分解整備するものであり、既存の送水ポンプの内部部品を交換する修繕工事にあたっては、他社のものが整備を行い、施工中にシステムとして不具合が生じた際に、原因箇所の特定期間や責任分界点が曖昧になり、迅速な対応に支障をきたし、水供給に大きな影響を与える恐れがあることから、メーカー、またはメーカーの代理店での施工が必要不可欠となります。

また、水道施設は、施工後の突発的な不具合発生時の迅速対応を最優先する必要があるため、(株)日立製作所から事業継承している(株)日立産機システムの特約店のうち、市内で唯一の入札参加者名簿に登録のある東北機電工業(株)と随意契約したものです。

当課からの説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

#### 【工務課課長補佐】

続きましてNo.12の随意契約とした理由につきましてご説明申し上げます。

当該工事はいわき市土木部土木課が実施する「十五町目・若葉台線（菱川町工区）歩道整備工事」に伴い、支障となる配水管の移設を行ったものです。

このため、当該工事の関連工事として同時施工による工程管理、施工管理、安全管理を一元的に行う必要があることから、施工業者との綿密な協議が必要となり、当課の発注の受注者の相手方とすることにより、競争入札を行った場合よりも、安全費の削減が図れるため、競争入札に付することが不利と認められる時に該当し、第6号の随意契約として実施しました。

当局からの説明は以上です。

#### 【議長】

ありがとうございます。

ただいまの水道局の説明について、いかがでしょうか。

(委員賛同)

#### 【議長】

続きましてNo.13 からNo.15 について、医療センターから説明をお願いいたします。

#### 【施設管理課長】

当センターが所管しているNo.13 からNo.15 までご説明をさせていただきます。

はじめに、No.13 「試薬在庫管理システム」についてです。

まず試薬在庫管理システムの概要でございますが、これは医薬用外劇物であるホルマリンの在庫管理を行うシステムであります。このホルマリンは、法律によりその管理について厳しく規定されており、これまでその管理につきましては、在庫や入出庫それぞれの管理や有効期限の確認など、多くの労力をかけ手作業で行っていたものです。そのような中で、作業の効率性が非常に悪く、誤り等が発生する可能性も高いという観点から、管理をシステム化することにより、効率性や正確性の向上を図るため、購入したものです。

入札契約方法につきましては、システムの操作性が良く、所在、有効期限、使用量などにつきまして、薬品一本単位での管理に対応可能であるという観点から、当該機器を選定させていただきました。指名競争入札により実施したものです。

続きまして、指名業者選定の理由、予定価格設定の根拠についてでございます。指名業者選定の理由につきましては、令和6年度の入札参加有資格者名簿、物品の部に登録している者のうち、理科学機器及び医療用機器に登録されている市内業者、準市内業者、それから、市外業者のうち、システム等への緊急時の対応を想定いたしまして、県内に事業所のある事業者、という形で選定をさせていただきます。その内、当該機器、当該製品の取り扱いが可能かどうか、まず可否調査をいたしまして、取扱可と回答いただきました全2者を指名したというものでございます。

次に、予定価格の根拠についてでございますが、納入可能な事業者から参考見積を徴取し、その時点での実勢価格をそこから算定いたしまして、その見積価格を参考に予定価格を設定したものでございます。

続きまして、No.14 「全身麻酔器」他4件についてでございます。まず、この全身麻酔器の概要についてですが、これは外科的手術におきまして、患者に吸入麻酔をするに当たり使用される全身麻酔器であり、既存機器が更新の時期を迎えていたことから購入をしたものです。

続きまして、競争入札に適さない理由と、物品選定、見積業者選定の考え方についてご説明をさせていただきます。

まず、物品選定の考え方ですが、使用におきまして十分な性能を有して、不具合が非常に少なく、信頼性が高いということが求められます。その中で、今回の選定をさせていただいたものが既存機器と同機種であって、セッティングや操作方法にも慣れていて、円滑な移行が可能であり、そして、既存関係機器との互換性があり、既存の生体情報モニター始め、各システムとの連携も図れるという観点から、既存機器と同じメーカー、機種を選定したものです。

なお、機種を選定に当たりましては、医師、看護師等の医療関係者や事務局委員から成ります検討委員会で審議し承認を経て決定をしたものとなります。

次に、見積業者選定の考え方、それから競争入札に適さないとした理由です。これにつきましては、令和6年度入札参加有資格者名簿の理科学機器及び医療用機器に登録のある、No.13 でも申し上げました市内業者、準市内業者、それから県内に事業所等のある市外業者につきまして、当該機器の取り扱い調査を実施しましたところ、取り扱い可と回答いただきました業者が1者であったことから、当該事業者との随意契約という形で入札行為を行ったものです。

なお、他の4件につきましても、検討委員会にそれぞれ諮りまして、機器の機能、操作性、信頼性等を考慮いたしまして、メーカー機種等選定して、新たに購入したものです。

また、見積業者選定の考え方、指名競争入札に適しないと判断した理由につきましては、先ほど申し上げた理由と同様でございます。

続きましてNo.15 「自動輸液ポンプ」他4件についてでございます。まず、当該機器の概要につきまして申し上げます。これは設定した薬液の量を高い精度で制御いたしまして、自動投与する

輸液ポンプです。本来は既存機器の老朽化に伴い、30台の更新を予定していましたが、検討委員会での議論の前に、インフルエンザ等の感染症の急増に対応するため、審議前に10台のみ緊急購入したものでございます。

続いて、競争入札に適さないとした理由、物品選定、見積業者の選定の考え方について申し上げます。

まず、物品選定の考え方でございますが、本来機種を選定に当たりましては、医師、看護師等の医療関係者、事務局から成る検討委員会で審議をし、承認を得られ次第決定するものでございますが、先ほど申し上げましたように、感染症の急増に対応するため、緊急購入したものであり、委員会による審議前に購入したことから、既存機器と同型のものを設定したものです。

なお、検討委員会の審議はなされていませんが、委員会の委員長にはその内容等をご説明申し上げ、承認を経た上で緊急購入しているものでございます。

見積選定業者の考え方、指名競争入札に適さないとした理由につきましては、No.14の説明と同様でございます。

なお、他の4件につきましても、老朽化のため更新するもので、検討委員会に諮り、機能操作性、信頼性等を考慮した上で、メーカー、機種を選定したものとなります。

見積業者選定の考え方、指名競争入札に適さないとした理由につきましても同様となります。

なお、医療物品随意7につきましては、先ほどご説明を申し上げました緊急購入をいたしました10台の残り20台を検討委員会の審議後に購入したものといたします。

当課からの説明は以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

#### 【議長】

ありがとうございます。

ただいまの医療センターの説明について、いかがでしょうか。

#### 【緑川委員】

No.14についてですが、新しい機械が前の機械と同機種で、同じメーカーであって十分な性能を有していて、互換性があるということであると、この次に買い替える時も同じメーカーということになり、かつ、取扱業者が1者ということで、この機械に関してはその業者専用になってしまう気がしますが、これはどういうタイミングでそのメーカーを変えたりするのでしょうか。教えてください。

#### 【施設管理課長】

この機器の購入に当たりましては、先ほど申し上げたように、この選定のための委員会がございます。

その委員会の中で、こういった内容で購入したいという案件をそれぞれご説明させていただいて、承認を得るということが一つのファクターになっていきますので、その中でいろいろ議論していただくということが、大きな購入の前のハードルになって参ります。

従いまして、そこの中でどういう機種を選んでいくのかという部分については、その選定委員会の中でしっかりと議論をして、その結果、という形になりますので、今後とも引き続き、いろいろな機種も出てきたり、同様な機械とかもございまして、そういった中で説明をし、その機種の方がいいという形での選定結果だったと受けとめております。

#### 【緑川委員】

当方では、機種を決めるのではなく、このような性能の機械が欲しい、という形で仕様書を作成し、その仕様書を満たすメーカーの中で一番安いところを選んでいきますが、医療センターでは機種を選定するということですか。

**【施設管理課長】**

これにつきましても、機種まで選定をするにあたっては、やはりいろいろなそれに付随するよ  
うな、今回もいろんな連携をしたりとか、そういった中でその機種を選ぶことによって、その他  
の機器ともさらに連携が図れたりとか、そういった中で総合的に見て、この機種が選定されてい  
るのではないかと考えております。

**【緑川委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【議長】**

他にございますか。

**【磯崎委員】**

物品購入にあたって選定委員会というものが構成されているみたいですが、その選定委員会と  
いうのは、どういったところに依拠した上で存在していて、かつどういったメンバーで構成され  
ているかというところを教えてください。

**【施設管理課長】**

これは医療センター内に、様々な役割を持つ委員会がございますが、今回はこの医療機器の中で  
その機械を選定していく、こういった機械を入れましょうという形で、それを一括的に上がってきた  
ものを審査していく機関でございます。

そのメンバーにつきましては、医師、それから看護師等の医療関係者、それから事務局職員を合わ  
せまして、14名で構成されている委員会でございます。

**【磯崎委員】**

そうすると、内部的に医療センター側で構成された委員会がいくつかあって、その中の一つと  
して選定委員会というものが組織されているという、そういう理解でよろしいでしょうか。

**【施設管理課長】**

はい。その通りでございます。

**【磯崎委員】**

わかりました。ありがとうございます。

**【議長】**

他にございますか。

では、医療センターの説明についてはよろしいでしょうか。

(委員賛同)

今回、抽出された15件について、各部署からの説明は以上となりますが、他にご意見等はあ  
りませんか。

では、「入札・契約の状況について」は以上となります。

**3-1)指名停止の状況について**

**【議長】**

続きまして、報告事項に入ります。  
「指名停止の状況について」です。事務局から報告をお願いします。

**【事務局（契約課長）】**

（資料4により説明）  
（計8件）

**【議長】**

ただいまの報告内容について、何かございますか。  
では、「指名停止の状況について」は以上となります。

**3-(2)入札・契約の実績等について**

**【議長】**

続きまして、「入札・契約の実績等について」です。  
事務局から報告をお願いします。

**【事務局（契約課長）】**

（資料5により説明）

- ①：建設工事は契約件数が減少傾向。随意契約の件数が減少したことが主な要因。）
- ②：電子契約サービスの導入。令和6年7月に契約課で先行導入し、令和6年度10月から全庁的に本格導入。令和7年度からは水道局でも導入開始。）

**【議長】**

ただいまの報告内容について、何かございますか。  
では、入札・契約の実績等については以上となります。

**4-(1)次回の日程等**

**【議長】**

続きまして、「その他」に入ります。  
「次回の日程等について」、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（契約課長）】**

次回第13回の開催につきましては、10月の予定となっておりますが、現在の委員の任期につきましても、今年の9月30日までとなっております。

このことから、第13回に先立ちまして、委員の一斉改選がございます。

新委員の選出にあたりましては、各所属団体に対して、事務局から新委員の推薦依頼をさせていただきます。ご推薦いただいた方に委嘱させていただく予定となっております。

次回第13回の日程の詳細につきましては、新委員の選出も事務局で調整の上、改めてご連絡いたしますのでよろしくお願いいたします。

また、事案を抽出していただく委員につきまして、一斉改選前でどなたが新委員となるか不明であることから、現時点での選出は見送りにしたいと考えております。

第13回におきまして新委員への委嘱状交付と新委員長の選出を行うとともに、第14回委員会における抽出委員を選出させていただければと思っております。

なお、（審議対象期間である）4月から7月までに契約を締結したものにつきましては、第14

回におきまして、(審議対象期間である) 8月から11月までに契約を締結したものの審議と一括してご審議いただきたいと思いますと考えております。

**【議長】**

では、開催の日程等について、事務局で調整をお願いします。

**4-(2)その他**

**【議長】**

続きまして、「その他」ですが、事務局から説明をお願いします。

**【事務局（契約課長）】**

「その他」について、本市の契約制度等を見直すため、委員の皆さまから入札・契約に関する意見等を自由に発言していただきたいと思いますと考えています。よろしくお願いします。

**【議長】**

それでは、委員の皆さまから何か質問あるいは意見等はありませんか。

(意見等なし)

以上をもちまして会議は終了となります。

会議の円滑な進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。

**5 閉会**

**【司会】**

以上をもちまして、第12回いわき市契約適正化委員会を閉会いたします。

皆様誠にありがとうございました。

今後、9月末までに臨時会議が開催されなければ、今回の委員会で最終となります。

中田委員、吉田委員につきましては、今回からとなりましたが、猪狩委員長はじめ、磯崎委員、緑川委員には、4年間にわたり、大変お世話になりました。この場をお借りして、感謝申し上げます。

誠にありがとうございました。